

# 学研労協 NEWS ニュース

## 高エネルギー加速器研究機構 未払い賃金請求裁判 判決言い渡し 原告の請求は棄却

高エネルギー加速器研究機構未払い賃金請求裁判で、7月17日（金）に水戸地方裁判所 土浦支部で判決の言い渡しがありました。原告の請求は棄却されましたが、判決内容は極めて不当なものです。労働協約部分については、賃下げを回避するための最大限の努力義務に関しては判断をせず、運営費交付金の削減の有無や時期に関しては言及もせず、協約を正しくはどう解釈すべきかも述べずに、原告の主張を棄却しています。労働契約法に関わる部分に関しては、事実誤認もあり、客観性と正しい論理が欠如したものになっています。原告団は直ちに控訴の手続きに入っています。以下に、判決後の記者会見で読み上げた原告団の声明を掲載いたします。（高エネ研：闘争委員会ニュース 第46号より）

### 声明（抜粋）

まず最初に、今回の裁判において、全大教や学研労協を始め多くの方々にご支援いただきました。また、当機構の職員の皆様にも裁判の傍聴などご協力をいただきました。厚く御礼申し上げます。

2012年の11月27日に、私達6名の原告は、機構を相手取って、臨時特例法に倣って引下げられ、未払いになっている賃金の支払いを求める訴訟を起こしました。

この裁判で私たちが一貫して主張してきたことは、まず第一にこの賃下げが、先立って機構と労働組合の間で取り交わされた労働協約に反するという事です。この労働協約では、（1）機構はこの賃下げを行わないよう最大限の努力をすること、（2）運営費交付金の削減がない場合は、賃下げを行わないこと、の二点について合意をしています。

（中略）

第二の主張は、労働契約法10条を根拠とするものですが、この賃下げによって労働者の受ける不利益が非常に大きく、また、賃下げを行うべき高度の必要性もないということです。（中略）また運営費交付金が引き下げられた場合でも、全てを労働者の賃金に押しつける必要はまったくなく、新たな労使交渉で労使の妥協点を探すべきだったというのが原告の主張でした。

（中略）

今回の判決を見て、私たちが感じたことは、司法が行政の追認機関になってしまったのではないかとということです。また、一般労働法が適用される私たちの法人にあっては、賃金を含む労働条件は労使が対等の立場に立って合意のもとで決めるという、労使自治が大前提です。労使交渉で1ミリも譲らず賃下げを強行した被告のやり方を認めた今回の判決は、この労使自治の精神をないがしろにし、ひいては憲法28条で保障された労働者の団体交渉権の実質性をもないがしろにしたものであると考えます。立憲主義がなし崩し的に崩壊しているとも言えます。

私たちが所属する高エネ機構の職員は、2004年の法人化により、国家公務員の身分保障はなくなり、労働者の権利は民間と同じく一般労働法によって守られることになりました。今回の裁判で、裁判所が「国からの要請」を理由に賃下げを是認したことは、私たちが国家公務員ではなく、また民間とも違う無権利状態に置かれてしまったということの意味すると思います。このような状況を是認することはできません。

今回の裁判闘争を戦ってみて、私たちは提訴時にも増して私たちの法律上の正当性を強く感じています。この不当な判決を乗り越えて、控訴審において全力で戦う覚悟です。

私たちは私たちの機構の職員の利益を守るために、不当な機構のやりかたに対して訴訟を起こしましたが、この戦いは私たちの私的な利益のための戦いとどまらず、憲法に保障された諸権利を守る他の戦いと連帯し、つながっていくものだと考えています。

以上